令和６年度中国四国地区救護施設研究協議大会補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第７号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、令和６年度中国四国地区救護施設研究協議大会補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（補助目的及び補助対象事業）

第２条　県は、救護施設職員の資質の向上及び利用者の福祉サービスの向上を図るため、第53回中国四国地区救護施設研究協議大会実行委員会（以下「補助事業者」という。）が行う第53回中国・四国地区救護施設研究協議大会開催事業に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

（補助率及び補助額の範囲）

第３条　前条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）の補助率及び補助額の範囲は、次のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象経費 | 第５３回中国・四国地区救護施設研究協議大会開催に要する経費 |
| 補助限度額 | 補助対象経費の実支出額について、20万円を限度とする。 |
| 補助率 | 定額 |

（補助金交付申請書）

第４条　規則第３条第１項に規定する補助金等交付申請書の様式は、別記第１号様式によるものとする。

（補助金の交付の決定）

第５条　知事は、前条の補助金等交付申請書を受理したときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付の決定をし、別記第２号様式により当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが、別表に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

（補助の条件）

第６条　補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(１)　補助事業の内容又は経費の配分等を変更（補助対象経費の20パーセント以内の軽微なものを除く。）する場合は、事前に別記第３号様式による変更（中止）等承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならないこと。

(２)　補助事業を行うために締結する契約については、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(３)　補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事前に別記第３号様式による変更（中止）等承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならないこと。

(４)　補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。

(５)　補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して５年間保管しなければならないこと。

（６） 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。

（７） 補助事業により取得した財産については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40 年大蔵省令第15 号)」に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。

（８） 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。

（９） 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

(10)　補助事業を行うに当たっては、別表に掲げる事項のいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

（11） 県税の滞納がないこと。

（概算払）

第７条　知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めたときは、概算払をすることができる。

２　補助事業者は、前項の規定に基づき概算払を受けようとするときは、別記第４号様式による請求書を知事に提出しなければならない。

（実績報告書）

第８条　規則第11条第１項の補助事業等実績報告書は、別記第５号様式によるものとし、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日までに知事に提出しなければならない。

２　補助事業者は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

３　補助事業者は、第１項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額を速やかに別記第５号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

（補助金の交付の決定の取消し等）

第９条　知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、額の確定の有無にかかわらず、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、返還を命ずるものとする。

(１)　補助金を他の用途に使用し、又は補助金の交付の内容、条件その他法令若しくはこれに基づく処分に違反したとき。

(２)　補助事業者又は補助事業の相手方が別表に掲げる事項のいずれかに該当すると認めたとき。

（グリーン購入）

第10条　補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

（情報の開示）

第11条　補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成２年高知県条例第１号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第６条第１項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

（委任）

第12条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附　則

１　この要綱は、令和６年４月16日から施行する。

２　この要綱は、令和７年５月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第６条第５号から第８号まで、第８条第３項、第９条及び第11条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

　附　則

この要綱は、令和６年５月８日から施行する。

別表（第５条、第６条、第９条関係）

１　暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第３号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。

２　暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。

３　その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。

４　暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。

５　暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。

６　暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。

７　いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。

８　業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。

９　その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。

10　その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別記

第１号様式（第４条関係）

第　　　号

年　月　日

高知県知事　　様

申請者

住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　生年月日

令和６年度中国四国地区救護施設研究協議大会補助金交付申請書

高知県補助金等交付規則第３条及び令和６年度中国四国地区救護施設研究協議大会補助金交付要綱第４条の規定により、令和６年度中国四国地区救護施設研究協議大会補助金の交付を下記のとおり申請します。

記

１　補助申請額　　金　　　　　　　円

２　補助事業の目的及び内容

３　添付書類

(１)　事業計画書

(２)　収支予算書

（３） 県税の滞納がないことを証する完納証明書（県税事務所発行）又は県税の納税義務がないことの証明（任意様式の申立書）

(４)　(１)から(３)までに掲げるもののほか、参考となる書類

第２号様式（第５条関係）

高知県指令　第　号

補助金交付決定通知書

補助事業者名

令和　　年　　月　　日付け　第　号で申請がありました令和６年度中国四国地区救護施設研究協議大会補助金については、金　　　　　　円を交付することに決定しましたので通知します。

令和　　年　　月　　日

高知県知事

第３号様式（第６条関係）

第　　　　　　号

令和　年　月　日

高知県知事　様

申請者

住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

令和６年度中国四国地区救護施設研究協議大会補助金交付変更（中止）等承認申請書

令和　　年　　月　　日付け高知県指令　第　号で交付の決定がありました令和６年度中国四国地区救護施設研究協議大会補助金について、下記のとおり変更（中止）等をしたいので、令和６年度中国四国地区救護施設研究協議大会補助金交付要綱第６条第１号（第３号）の規定により申請します。

記

１　変更等承認申請額

　　　変更申請額　　　　　　　　円

　　　既交付決定額　　　　　　　　円

　　　差引き変更額　　　　　　　　円

２　変更（中止）等の理由及びその内容

３　添付書類

　(１)　事業計画書

(２)　収支予算書

(３)　(１)及び(２)に掲げるもののほか、参考となる書類

第４号様式（第７条関係）

第　　　　　　号

令和　年　月　日

高知県知事　様

申請者

住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

令和６年度中国四国地区救護施設研究協議大会補助金概算払請求書

　令和　　年　　月　　日付け高知県指令　第　号で（変更）交付の決定がありました令和６年度中国四国地区救護施設研究協議大会補助金について、下記のとおり概算交付されますよう、令和６年度中国四国地区救護施設研究協議大会補助金交付要綱第７条第２項の規定により、下記のとおり請求します。

記

１　概算払請求額

　　　補助金交付決定額　　　　　　円

　　　既交付額　　　　　　円

　　　今回請求額　　　　　　円

２　振込先

第５号様式（第８条関係）

第　　　　　　号

令和　年　月　日

高知県知事　様

申請者

住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

令和６年度中国四国地区救護施設研究協議大会補助金実績報告書

　令和　　年　　月　　日付け高知県指令　第　号で（変更）交付の決定がありました令和６年度中国四国地区救護施設研究協議大会補助金に係る事業を完了しましたので、令和６年度中国四国地区救護施設研究協議大会補助金交付要綱第８条の規定により下記のとおり実績を報告します。

記

１　補助金交付決定額　　　　　　円

２　補助金受入済額　　　　　　　円

３　補助金精算額　　　　　　　　円

４　添付書類

　(１)　事業実施報告書

　(２)　収支決算（見込み）書